

関東で大規模取締り

過積載など増加傾向

運送事業者にとっての職場は公道だが、老朽化が進む高速道路では、重量を超過した車両が与える影響は大きい。わずか0.3%の違法車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の9割を占めるという。国交省や首都高速道路、警察などが中心となって組織する「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会」は9日、首都圏に流入、通過する違反車両の一斉取締りを全18か所で実施した。

「デコトラ」や「白トラ」

取り締まりが実施されたのは首都高やネクスコ東日本・新座本線料金所、東都3県の全18速・狩場本線料金所、京都・東新橋大貫所などに東京都と埼玉運輸



支局が参加している。

首都高速狩場線上下狩場本線料金所に設置された、職員が「おかしい」と感じた車両を誘導して行く。すべてのトラックを調査しているのは時間も手間もかかるため引き込みを指示されるのはデコレーションが激しいトラックや白ナンバーの産廃車両が目立った。

首都高速道路の職員によると、「担当者には車両の沈み具合によっても（過積載が）わかるといういます。もちろん、道交法に違反している車両なども対象になります。ナンバーを隠している車両も目立

ちます」という。

国交省によると、平成29年度では積載違反で1万3016件が取り締まられており、高速道では954件が取り締まられている。前年比177件増で、ドライバー不足を背景に過積載が増加傾向にあるようだ。首都高速では「警察と一緒に取り締まりの際、警察に指導していただいている」という。取材した1時間だけで3台が車両重量計に引き込まれ、うち1台が過積載だった。車両総重量20トンのところ22・4ト

高速の担当者。違反すれば運転者やトラック事業者だけでなく、荷主の責任まで追及される。重大事故が発生させれば、損害賠償など多大な負担を背負うだけでなく、社会的な信用を失う「過積載」。同協議会で「この取り組みが広く周知されることで、違反の抑止効果が上がります。道路の長寿命化や交通安全につながることを期待している」としている。

◆ 今回の取り締まりでは、計測台数は89台（前年比28台減）、違反台数は30台（同18台減）で、うち措置命令台数は12台（同13台減）、指導警告台数は18台（同5台減）となった。（小西克弥）